

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する
明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(七)

令二・四・一以後終了事業年度分

継続雇用者給与等支給額に 係る要件	継続雇用者給与等支給額 (15の①)	1	円	所得金額に 係る要件	特定対象年度の基準所得等金額	8	円	
	継続雇用者比較給与等支給額 (15の②)又は(15の③)	2						
	((1) > (2))又は((1) = (2) = 0)	3						該当・非該当
	国内設備投資額	4						円
当期償却費総額 (18)	5							
当期償却費総額基準額 $(5) \times \frac{10 \text{又は} 30}{100}$	6	(8) ≤ (9)	10	該当・非該当				
(4) > (6)	7				該当・非該当			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算								
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		当期		前事業年度等		前一年事業年度等特定期間		
		①		②		③		
事業年度等又は連結事業年度等	11			・	・	・	・	
雇用者給与等支給額	12	<p>【No.24】中小企業者等以外の外国法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。</p> <p>① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度</p> <p>② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度</p> <p>③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度</p> <p>④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度</p>						
同上のうち継続雇用者に係る金額	13							
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	14							
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (13)又は((13) × (14))	15							
当期償却費総額の計算								
損益計算書に計上された 減価償却費の額	16	円		当期償却費総額		円		
剰余金の処分の方法により特別償却準備金 として積み立てた金額その他上記以外の金額	17			(16) + (17)		18		

【No.2】当事業年度に適用される
別表を使用していますか。

【No.24】中小企業者等以外の外国法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。

① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度

② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度

③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度

④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度